

令和7年度

P T A 総 会

令和7年4月24日（木）

名古屋市立荒子小学校P T A

次 第

1 議 事

- (1) 令和6年度庶務（事業）報告
- (2) 令和6年度会計報告
- (3) 令和6年度会計監査報告
- (4) 令和7年度事業計画について
- (5) 令和7年度予算案について

2 令和7年度役員選出

- (1) 会長の推薦ならびに承認
- (2) 令和7年度役員委嘱

令和6年度 庶務（事業）報告

1 主な活動

- 4月 P T A総会【紙面審議】バレーボール部員募集
- 5月 区P T A総会 市P T A協議会、安全会、総会
運動会ボランティア
- 6月 区P T A指導者研究集会
家庭教育セミナー
「子どもの成長と親のかかわり方」
心理・キャリアカウンセラー 坂崎 立子 様
- 7月 子ども安全・ボランティア講習会
夏の全市一斉パトロール…学区内の安全点検、「子ども110番の家」の確認等
- 8月 区P T Aバレーボール大会
- 9月 教育研究集会 名古屋市集会
- 11月 あいあいあいさつ運動
作品展ボランティア…受付、会場警備等
- 12月 冬の全市一斉パトロール…学区内の安全点検、横断旗点検
ファミリーデーなごや
- 1月 令和6年度 常任委員・評議員選出
親子ドッジビー大会（おやじの会主催）
- 2月 節分パトロール
市P T A活動研究大会
- 3月 前田賞授賞式
春の全市一斉パトロール…学区内安全点検

2 各部会の活動

- (1) 研修部会
 - ・ 家庭教育セミナー（6月）
- (2) 安心・安全部会
 - ・ P T A全市一斉パトロール 夏（7月）、冬（12月）、春（3月）
 - ・ 荒子観音節分パトロール（2月）
- (3) 会員交流部会
 - ・ P T Aバレーボール部助成
 - ・ 各学校行事のボランティア…運動会、作品展の受付等
- (4) 情報活性化部会
 - ・ P T A新聞「あらこP T A」の編集・発行（年1回）

3 その他

- ・ 常任委員による地域での常時活動…旗当番等

令和6年度 P T A 経常費決算書

名古屋市立荒子小学校 P T A

1 歳入の部

項目	予算額	決算額	比較 (△印超)	備 考
1 会費	2,066,400	2,061,600	4,800	
2 寄付金	140,000	140,000	0	
3 預金利息	5	5	0	
4 その他	0	0	0	
5 繰越金	920,145	920,145	0	
合計	3,126,550	3,121,750	4,800	

2 歳出の部

項	目	節	細部	予算額	決算額	比較 (△印超)	備 考	
PTA運営費 1,929,314	PTA事務費 493,672	1 報償費 85,522	1 報償金	90,000	82,144	7,856	謝礼等	
			2 賞賜金	40,000	3,378	36,622	感謝状等	
			2 需要費 385,150	1 備品費	100,000	0	100,000	調査用図書
				2 消耗品費	50,000	2,070	47,930	PTA事務用品等
				3 燃料費	1,000	0	1,000	
				4 印刷製本費	210,000	176,880	33,120	PTA新聞
				5 通信運搬費	10,000	3,520	6,480	はがき, 切手等
				6 修繕費	10,000	0	10,000	P 備品修理
				7 食料費	10,000	24,545	△ 14,545	各種委員会, 来客用茶菓子
		8 使用料・手数料		110,000	178,135	△ 68,135	電話代, AED使用料	
		9 慶弔費		60,000	0	60,000	慶弔見舞	
		3 旅費 23,000	交通費	30,000	23,000	7,000	会員の交通費, 児童搬送費等	
		PTA活動費 1,435,642	1 活動費 1,308,782	1 諸集会費	20,000	0	20,000	各種会合, 役員会等
				2 調査研究費	15,000	0	15,000	見学, 調査, 新聞, 図書等
				3 研修部費	50,000	3,500	46,500	家庭教育セミナー等
				4 安心・安全部費	80,000	625,137	△ 545,137	交通安全, 環境浄化等
				5 会員交流部費	110,000	160,952	△ 50,952	福利厚生, Pバレー, 社会見学等
				6 情報活性化部費	25,000	0	25,000	PTA新聞発行等
				7 児童福祉奨励費	1,050,000	519,193	530,807	部活動児童派遣等
			2 協力費 126,860	1 PTA分担金	150,000	99,560	50,440	市・区P協議会分担金等
	2 関係団体等協力金			20,000	11,500	8,500	各種団体への協力金等	
	3 その他			120,000	15,800	104,200	会長・副会長活動連絡費	
	予備費 -		予備費 -	予備費	14,537	0	14,537	
	積立金 -		積立金 -	積立金	50,000	0	50,000	記念行事等の積立
	教育協力費 -	教育協力費 -	旅費 -	旅費	10,000	0	10,000	指導・研究調査等交通費
			渉外費 -	1 教育分担金	3,000	0	3,000	各種研修会参加負担金等
	2 渉外費	30,000		0	30,000	渉外費・連絡費等		
		合計			2,468,537	1,929,314	539,223	

3 差引残高

積立金会計報告

項目	金額	残高
繰越金	779,439	779,439
6年度積立	126,405	905,844
利息	6	905,850

バザー会計報告

項目	金額	残高	摘 要
繰越金	171,604	171,604	
6年度収益	0	171,604	
支出	95,750	75,854	ボランティア用テント・ウェイト
利息	1	75,855	残額は、積立金へ入金

上記決算書は領収書と照合の結果、相違ないことを認めます
令和6年4月12日

会計監査

溝渕 佳代



会計監査

山口 伸美



令和7年度 荒子小PTA活動計画

- 1 総会 4月24日【紙面審議】
- 2 役員・執行部委員会<役員・執行部員> 随時
- 3 各部会活動
 - (1) 研修部会 家庭教育セミナー・講習会の計画と実施
 - (2) 安心・安全部会 節分パトロールを始めとした各種パトロール、常任委員会
 - (3) 会員交流部会 各行事等のボランティア、PTAバレーボール活動助成
 - (4) 情報活性化部会 PTA新聞「あらこPTA」の編集と発行
 - (5) おやじの会 親子でふれあえる活動開催
- 5 市・区の各種研修会への参加
- 6 前田賞授賞式の運営

令和7年度 P T A 経常費予算書

名古屋市立荒子小学校 P T A

1 歳入の部

項目	予算額	前年度決算額	比較 (△印減)	備考
1 会費	2,071,200	2,061,600	9,600	200円×863人×12か月
2 寄付金	140,000	140,000	0	学区助成金
3 預金利息	5	5	0	
4 その他	0	0	0	
5 繰越金	1,199,976	1,199,976	0	
合計	3,411,181	3,401,581	9,600	

2 歳出の部

項	目	節	細部	予算額	前年度決算額	比較 (△印超)	備考
P T A 運営費 3,378,181	P T A 事務費 741,000	1 報償費 110,000	1 報償金	90,000	82,144	7,856	講師謝礼等
			2 賞賜金	20,000	3,378	16,622	感謝状等
		2 需要費 601,000	1 備品費	50,000	0	50,000	教育関係団体名簿等
			2 消耗品費	50,000	0	50,000	P T A 事務用品
			3 燃料費	1,000	0	1,000	光熱費
			4 印刷製本費	210,000	176,800	33,200	P T A 新聞等
			5 通信運搬費	10,000	2,604	7,396	はがき, 切手
			6 修繕費	10,000	0	10,000	P 備品修理
			7 食料費	30,000	24,545	5,455	各種委員会, 来客用茶菓子
			8 使用料・手数料	180,000	178,135	1,865	手数料等
			9 慶弔費	60,000	0	60,000	慶弔見舞
		3 旅費 30,000	交通費	30,000	23,000	7,000	会員の交通費等
	P T A 活動費 1,710,000	1 活動費 1,490,000	1 諸集会費	20,000	0	20,000	各種会合, 役員会等
			2 調査研究費	15,000	0	15,000	見学, 調査, 新聞, 図書等
			3 研修部費	30,000	3,500	26,500	家庭教育セミナー等
			4 安心・安全部費	650,000	625,137	24,863	交通安全, 環境浄化等
			5 会員交流部費	200,000	160,952	39,048	福利厚生, P バレー
			6 情報活性化部費	25,000	0	25,000	P 新聞発行等
			7 児童福祉奨励費	550,000	519,193	30,807	学校行事児童派遣等
		2 協力費 220,000	1 P T A 分担金	150,000	99,560	50,440	市・区 P 協議会分担金等
			2 関係団体等協力金	20,000	11,500	8,500	各種団体への協力金等
			3 その他	50,000	15,800	34,200	役員活動協力費等
	予備費 877,181	予備費 877,181	予備費	877,181	0	877,181	予備費
	積立金 50,000	積立金 50,000	積立金	50,000	50,000	0	記念行事等の積立
教育協力費 33,000	教育協力費 33,000	旅費 0	旅費	0	0	0	指導・研究調査等交通費
		渉外費 33,000	1 教育分担金	3,000	0	3,000	各種研修会参加負担金等
	2 渉外費	30,000	0	30,000	渉外費・連絡費等		
合 計				3,411,181	1,976,248	1,434,933	

名古屋市立荒子小学校 P T A 規約

第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本会は、名古屋市立荒子小学校 P T A と称する。

第 2 条 本会の事務局は、荒子小学校に置く。

(名古屋市中川区中郷 4 丁目 2 3 4 番地)

第 2 章 目的及び事業

第 3 条 本会は、父母と教師が協力して学校と家庭と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第 4 条 本会は、父母と教師の教養を高めるための諸事業を行う。

第 3 章 会 員

第 5 条 本会は、荒子小学校の児童の保護者・学校職員と本会の主旨に賛同する学区内有志者をもって組織する。

第 4 章 会 計

第 6 条 本会の活動に要する経費は、会費・寄付金及びその他の収入によって維持する。ただし、会費は月額 2 0 0 円とする。

第 7 条 本会の経理は、総会によって議決された予算に基づいて行われる。

第 8 条 本会の決算は、会計監査を経て常任委員会・執行部会の承認を得、これを会員に報告する。

第 9 条 本会の会計年度は、4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 5 章 役員・委員

第 1 0 条 本会に次の役員・委員を置く。

会長：1 名、副会長：若干名、庶務：若干名、会計：若干名

会計監査：若干名

評議員：各地域に若干名、常任委員：地域毎に評議員より 1 名

なお、常任委員に欠員が生じた場合は、評議委員が常任委員を兼任する。その際の任期は、前任者の残留期間とする。

第 1 1 条 (条文抹消)

第 1 2 条 本会に、顧問を置くことができる。

第 1 3 条 役員の任期は、1 年とする。但し留年を妨げない。

第6章 会 議

第14条 総会は、年1回以上開くこととする。

第15条 必要に応じ執行部会を開くことができる。

第16条 会議は会長が召集し、議決は出席者の過半数の賛成によって成立し、可否同数の場合は会長が決定する。

第7章 専門部会

第17条 本会はその目的達成のため、安心・安全部会、会員交流部会、研修部会、情報活性化部会の常置部会を設け、会員の意志をくんで計画・運営にあたる。

~~第18条 常置部会の正副部長は、役員・執行部委員申より会長が任命する。~~

第8章 役員を選出

第20条 役員選出のため、常置委員・評議員若干名による、役員候補者推薦委員会を設ける。

第21条 役員推薦委員会は、互選により委員長を選出し1名の会長候補者を選出、新旧常任委員会の承認を得て総会で報告する。

第22条 会長は、副会長・庶務・会計・会計監査・執行部委員を委嘱し、総会で報告する。

第9章 会員の個人情報の取り扱いについて

第23条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については「個人情報取扱規則」に定め適正に運用するものとする。

第10章 おやじの会について

第24条 学校内外の美化活動や学校行事等に協力して行い、荒子小学校の児童が健やかに育つ環境づくりに貢献する「おやじの会」は、荒子小学校PTAの関連機関として設置するものとする。

- 付 則
- 1 この規約は昭和55年3月1日より施行
 - 2 平成 8年4月26日一部改正
 - 3 平成20年4月24日一部改正
 - 4 令和 3年4月28日一部改正
 - 5 令和 5年4月25日一部改正
 - 6 令和 6年4月24日一部改正

この規約は、名古屋市立荒子小学校PTAの規約であることを証明します。

令和7年4月24日

名古屋市立荒子小学校PTA会長 浅井 友浩

名古屋市立荒子小学校 P T A 個人情報取扱規則

(目的)

第1条 名古屋市立荒子小学校 P T A (以下、「本会」という。) が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、P T A 役員名簿及び会員名簿、行事などの記録、その他の個人情報データベース (以下、単に「個人情報データベース」という。) の取扱いについて定めるものとする。

(責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、P T A 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理者は、会長とする。

(取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は、役員・執行部委員とする。

(秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理者・取扱者は、業務上知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。ただし、要配慮個人情報については取得しないものとする。

(周知)

第7条 個人情報取扱いの方法は、総会資料や広報紙等で会員に周知する。

(利用)

第8条 取得した個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) P T A 会費の徴収事務、管理業務
- (2) P T A 関連文書の送付
- (3) 役員並びに会計監査・会員・常任委員・登校班等の名簿の作成
- (4) 委員選出並びに本部役員選出等の推薦活動
- (5) 交通当番表の作成
- (6) 広報紙、ホームページへの掲載

(利用目的による制限)

第9条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的以外に個人情報を取り扱ってはならない。

(管理)

第10条 個人情報データベースの管理者は、個人情報の安全確保および正確性の維持のため、次の各号に掲げる事項について、個人情報データベースの取扱者並びに業務委任受託者に適正な措置を講じなければならない。

- (1) 紛失、破損その他の事故防止
- (2) 改ざんおよび漏えいの防止
- (3) 個人情報の正確性および最新性の維持
- (4) 不要となった個人情報の速やかな廃棄または消去

(保管及び持ち出し等)

第11条 個人情報データベース、個人データを取り扱う電子機器等については、ウィルス対策ソフトを入れるなど適切な状態で保管することとする。また、持ち出す場合は、電子メールでの送付も含め、ファイルにパスワードをかけるなど適切に行うこととする。

(第三者提供の制限)

第12条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (3) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

(第三者提供に係る記録の作成等)

第13条 個人情報を第三者（第12条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 提供する対象者の氏名
- (3) 提供する情報の項目
- (4) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第14条 第三者（第12条第1号から第4号の場合及び県、市役所、区役所を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨（事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要）

(情報の開示)

第15条 本会は、本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第16条 個人情報データベースを漏えい等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者に報告する。

(研修)

第17条 本会は、役員・執行部委員に対して、定期的に、個人データの取扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第18条 本会は個人情報の取扱いに関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

(改正)

第19条 法令の改正または実務上の不備が発生した場合は、総会において審議し承認をもって改定することができる。なお、本規則を改定した場合は、第7条に定める周知方法をもって会員へ周知するものとする。

附則 本規則は、令和3年4月28日より施行する。

令和7年度 PTA役員・執行部委員

役 職	氏 名	在籍児童	備 考
顧 問 (PTA)	浅 井 正 仁		
顧 問 (区 政)	佐 藤 恵		
会 長	浅 井 友 浩	2 -	
副 会 長 (保護者代表)	日 置 幸 教	5 - 3 -	
副 会 長	松 本 明 美		
副会長/情報活性化部会 部長	穂 積 祥 子	4 - 2 -	
会 計	野 中 康 代	6 -	
安心安全部会 部長	阿 部 千 日 子	4 -	
研修部会 部長	林 愛 菜	6 - 4 -	
会員交流部会 部長	朝 倉 貴 子	3 -	
庶務	岩 田 浩 司	6 -	
	岩 田 亜 郁 子	6 -	
会計監査	若 松 姓 子	6 -	
会計監査	鈴 木 純 子	6 -	
執行部員	永 村 章 代	6 - 3 -	
	伊 藤 和 代	6 - 5 -	
	沖 侑 紗	5 -	
	後 藤 良 介	4 - 2 -	
	西 口 は ず き	4 -	
	中 村 由 佳	3 - 2 -	
	河 井 悠 子	3 -	
	石 川 香 菜 恵	3 -	
	倉 吉 美 幸	3 - 2 -	
	松 田 真 樹	2 -	
	浅 井 瑠 菜	2 -	
	鈴 木 雄 太	3 -	